



交通安全情報



警視庁交通部

自転車・電動アシスト自転車の改造は絶対だめ！

自転車にモーターやアクセルレバー等を取り付ける。



電動アシスト自転車のアシスト比率を変更する。

このような改造をすると一般原動機付自転車等となるので、自転車として利用することはできません。

電動アシスト自転車は基準に合ったものを利用しましょう。

電動アシスト自転車は、法令で「駆動補助機付自転車」としてアシスト比率*等の基準が定められており、この基準に適合しないものは自転車として道路を走行することはできません。

一部の事業者の中には、これらの基準に該当しないものを電動アシスト自転車と称して販売している場合がありますので注意が必要です。

*人の力に対するモーターが補う力の比率



ワンポイントアドバイス



✓ 電動アシスト自転車を購入する際は、型式認定TSマークの付いているものが安心です。

✓ 転倒時等に頭部を守るためにヘルメットを着用しましょう！！

株式会社〇〇〇〇	
	型式 〇〇〇〇〇〇
駆動補助機付自転車 型式認定番号	交NOO-〇〇
普通自転車 型式認定番号	交A〇〇-〇〇

型式認定TSマーク（イメージ）

